

「オンライン資格確認」について

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、令和8年6月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- ・ 初診時 (月に1回) 4点
- ・ 再診時 (月に1回) 2点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

鎌倉ヒロ病院
令和8年6月1日